



冬季死亡災害防止強化期間～実施中～



実施期間：令和2年1月1日から3月31日まで



—職場における死亡ゼロを目指して—

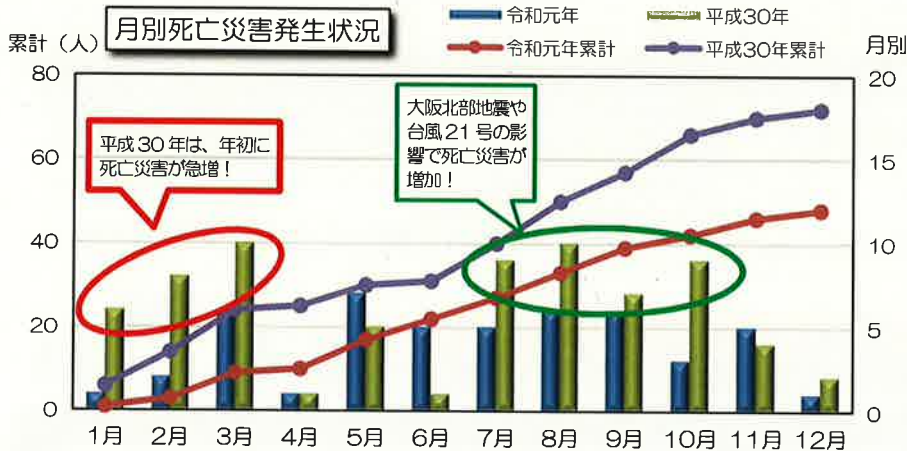
平成30年は、6月の大阪北部地震や9月に発生した台風21号の影響もあり、墜落・転落による死亡災害が急増しましたが、令和元年は、12月10日現在で労働災害による死亡者が48人と昨年同期の62人から14人減少しました。

これは、平成31年1月から3月まで間に『冬季死亡災害防止強化期間』に取り組んだところ、下表のとおり1月から3月の間の死亡災害が大きく減少したことによるものと考えられます。しかし、この間の死亡災害発生状況では、**建設業や運輸交通業**でも多数発生する事態となっています。

特に、平成31年1月から3月期における事故の割合は**墜落・転落と交通死亡災害**によるものが全体の半数を超え、これから年度末にかけて**建設現場以外の場所でも、不安全な箇所での点検・補修作業**などにより墜落・転落事故の発生が懸念されます。また、**路面の凍結によるスリップ事故や、バイク・自転車による転倒事故の発生も懸念される**ところです。

そのため、大阪労働局では、令和2年も「**冬季死亡災害防止強化期間**」を展開し、死亡災害の撲滅を目指す取組を進めます。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、墜落災害並びに交通死亡災害を防止しましょう。



リスク“ゼロ”大阪推進運動

- ◆ リスク“ゼロ”大阪推進運動は、「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で自主的に安全衛生活動を実践し、職場風土と安全文化を構築していくための啓発運動です。
- ◆ この運動は、平成30年度を初年度とする「大阪労働局第13次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜むリスクの洗い出しを行い、これに基づき設備の改善、作業手順の見直し、安全衛生教育の実施などの対策の徹底により、**災害のリスクをなくし、「正規」「非正規」等の区別無く、全ての労働者の健康が確保され、安全・安心に働くことができる職場の実現**に取り組むものです。

◆ スローガン ◆ 『 **リスク無くして、ゼロ災害** 』 ◆ 期 間 ◆ 平成30年度から5か年

～ 取り組もう！ 5つの活動 ～

安全見える化活動

安全Study活動

リスク評価推進活動

命綱GO活動

今日も一日ご安全に活動



厚生労働省 大阪労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

死亡災害事例（交通事故除く）1～3月

番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経年	起因物	発生状況
1	1月	その他の建設業	男	40代	解体工	5年	解体用機械	民家解体工事において、解体用つかみ機にて解体作業を行っていたところ、旋回範囲内で廃材の仕分作業等を行っていた被災者が解体用つかみ機の上部旋回体とブロック塀との間に挟まれた。
2	2月	その他の建設業	男	60代	大工	31年	金属材料	倉庫内において、アルミ建材（長さ4m、重さ5kg～7kg、50本～100本）を選定中、荷が崩れて下敷きとなった。
3	2月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	男	20代	塗装工	4年	足場	S造6階建ての簡易宿泊所のルーパルコニーの周囲に設けられていたフェンスの台風により内側に傾いた部分の補正作業中、フェンスの外側に出て、中庭に設置された高さ約1.7mのクサビ式足場上でフェンスを垂直になるよう外側から支える工程を終え、足場の手すりに寄りかかって座り込んだところ、手すりとして作業床の脚間から、後ろ向きに墜落した。
4	3月	木造家屋建築工事業	男	60代	大工	40年	屋根、はり、もやけた、合掌	垂木の出鼻をそろえるための墨打ち作業中、屋根から約3.5m下の地面に墜落した。
5	3月	その他の土石製品製造業	男	50代	作業員	2か月	コンベア	工場内に設置されている搬送ラインのコンベア下部に落ちている砂等を掃除していたところ、コンベアの歯車に衣服が巻き込まれ、首が圧迫され窒息した。
6	3月	その他の土木工事業	男	70代	土工	30年	その他の建設機械等	法面にアンカーボルトを施工する工事において、同僚と足場上の削孔機を移動中に削孔機が転倒し被災者の胸部に激突した。

命綱GO活動

命綱GO活動とは、安全帯（別名「命綱（いのちづな）」とも呼ばれている。）を着用しながらも使用しないことで多くの人命が失われており、墜落・転落により命を落とすことなく、確実に使用することで命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、安全帯使用の徹底を図る活動です。

- 建設現場において、安全帯の確実な使用を徹底するため、安全帯試行訓練（作業前に安全帯の点検を兼ねて、単管等にてフックの着脱訓練を行う）を実施する。
- 安全帯使用の重要性を再認識し、墜落危険箇所では作業員間で相互の使用の確認を徹底する。
- 作業床や手すりの設置が困難な場所での作業時に親綱等安全帯取付け設備の設置を徹底する。
- 二丁掛け安全帯を基本に、高所作業における墜落時の衝撃を緩和するフルハーネス型安全帯の使用を徹底する。



厚生労働省では、今般、建設業等の高所作業において使用される現行の「安全帯」について、名称・範囲と性能要件を見直すとともに特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化する政省令を改正するとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

死亡災害事例（交通事故）1～3月

番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経年	起因物	発生状況
1	3月	ハイヤータクシー業	男	70代	運転者	30年	乗用車	高速道路において、前方を走行していたトラックを追い抜き、再び追い越し車線に入った直後、スリップし、左側のガードレールに衝突。そのはずみで中央分離帯に衝突した後、後方を走行していたトラックに追突された。
2	3月	一般貨物自動車運送業	男	50代	貨物自動車運転者	19年	トラック	県道の交差点において、運転していた4トンウイング車が走行していた乗用車の側面に当たり、その弾みで電柱に衝突、横転した。
3	3月	その他の廃棄物処理業	男	60代	運転者	15年	その他の乗物	パッカー車を運転中、交差点で横転し、電柱、信号、ガードレールに衝突しながら壁に激突した。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために
自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮（交通労働災害防止のためのガイドライン）



- ☑ **適正な労働時間等管理・走行管理**
 - ・走行の開始、終了や経路についての計画を作成する。
 - ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。
- ☑ **点呼の実施**
 - ・病気やケガ、疲労、睡眠不足、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。
- ☑ **荷役作業を行わせる場合**
 - ・運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。
- ☑ **交通労働災害防止の意識高揚**
 - ・交通事故発生状況や道路事情などを記載した交通安全情報マップを作成し、情報共有する。
 - ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

- ☑ **教育の実施**
 - 以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。
 - ・十分な睡眠時間の必要性の理解
 - ・飲酒による運転への影響の理解
 - ・交通危険予知訓練による安全確保
 - ・交通安全情報マップによる実態把握

- ☑ **その他**
 - ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
 - ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
 - ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
 - ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

二輪車に必要な配慮



- ☑ **二輪車運転対策**
 - ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
 - ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

特に冬期に必要な配慮

- ☑ **視認性向上**
 - ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。
- ☑ **季節・天候対策**
 - ・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

交通労働災害防止のためのガイドライン 検索